

(2) 樺太千島交換条約

1875年5月7日

「セント・ピーターズブルグ」において署名

1875年8月22日東京において批准書交換

大日本国皇帝陛下ト

全露西亜国皇帝陛下ハ今般樺太島（即薩哈噠島）是迄両国雑領ノ地タルニ由リテ屢次其ノ間ニ起レル紛議ノ根ヲ断チ現下両国間ニ存スル交誼ヲ堅牢ナラシメンカ為メ

大日本国皇帝陛下ハ樺太島（即薩哈噠島）上ニ存スル領地ノ権理

全露西亜国皇帝陛下ハ「クリル」群島上ニ存スル領地ノ権利ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ント欲シ

大日本国皇帝陛下ハ海軍中将兼在露京特命全権公使従四位榎本武揚ニ其全権ヲ任シ

全露西亜国皇帝陛下ハ大政大臣金剛石装飾露帝照像金剛石装飾露国「シント、アンドレアス」褒牌「シント、ウラジミル」一等褒牌「アレキサンドル、ネフスキー」褒牌白鷺褒牌「シント、アンナ」一等褒牌及「シント、スタニスラス」一等褒牌仏蘭西国「レジウン、ド、オノール」大十字褒牌西班牙国金膜大十字褒牌澳太利国「シント、エチーネ」大十字褒牌金剛石装飾露生国黒鷲褒牌及其他諸国ノ諸褒牌ヲ帯ル公爵「アレキサンドル・ゴルチャコフ」ニ其全権ヲ任ゼリ

右各全権ノ者左ノ条款ヲ協議シテ相決定ス

第一款

大日本国皇帝陛下ハ其ノ後胤ニ至ル迄現今樺太島（即薩哈噠島）ノ一部ヲ所領スルノ権理及君主ニ属スル一切ノ権利ヲ全露西亜国皇帝陛下ニ譲リ而今而後樺太全島ハ悉ク露西亜帝国ニ属シ「ラペルーズ」海峡ヲ以テ両国ノ境界トス

第二款

全露西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈噠島）ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲ子コタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」

島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チェルポイ」並ニ「ブラット、チェルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及び君主ニ属スル一切の権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲り而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以て両国ノ境界トス（以下略）

明治8年5月7日即1875年 4月25日 比特堡府ニ於テ

5月 7日

榎本武揚（印）

ゴルチャコフ（印）